

介護職員等特定処遇改善加算の算定並びに支給について

令和元年10月から新設された介護職員等特定処遇改善加算の算定状況と支給方法は、次のとおりです。

1 算定の状況

(令和2年11月1日現在)

事業所名	算定の区分
特別養護老人ホームこもれびの里	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
特別養護老人ホームこもれびの里せせらぎ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
特別養護老人ホームこもれびの里みわ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
特別養護老人ホームこもれびの里緑ヶ丘	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
特別養護老人ホームこもれびの里短期入所生活介護事業所	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
グループホーム秋桜	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
北見市北光デイサービスセンター	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

2 支給の状況

下記に定める各規程・規則に基づき、支給しています。

尚、加算算定対象とならない居宅介護支援事業所こもれびの里及び北見市南部地区地域包括支援センターに所属する職員についても、法人負担により支給しています。

【正職員給与規程】(抜粋)

(特定処遇改善手当)

第18条 特定処遇改善手当は、次のとおり支給する。

1 支給対象者の区分

(1) 当法人で介護福祉士として勤続10年以上の介護職員

- ① 勤続年数の基準日は4月1日とする。
- ② 勤続年数は通算期間とする。

(2) (1) 以外の介護職員

(3) 介護職員以外の職種の職員

(4) 支給対象外の職員

2 支給の配分比率

第1項支給対象者の区分に対し、(1):(2):(3) = 2:1:0.5とする。

(4) は(3)と同等とする。

3 支給額の計算式

第1項(2)を1として第1項(1)～(3)の職員数を積算数に置き換え、特定処遇改善加算実績額を積算数及び社会保険料率で除して基準額をもとめる。

4 支給額の決定

第3項でもとめた基準となる額に、第2項の支給の配分比率を乗じて支給額とする。

ただし、第1項(4)は法人負担で支給する。なお、1円未満は切り上げとする。

5 特定処遇改善手当の原資

毎月の特定処遇改善加算実績額を原資とするため、支給額が変動する場合がある。

6 対象期間と支給期間

(1) 特定処遇改善加算算定対象期間は、令和元年10月から令和3年3月までとする。

(2) 特定処遇改善手当支給期間は、令和元年12月から令和3年5月までとする。

【パートタイム職員就業規則】(抜粋)

(特定処遇改善手当)

第49条 特定処遇改善手当は、次のとおり支給する。

1 支給対象者の区分

(1) 介護職員

(2) 介護職員以外の職種の職員

2 支給の配分比率

第1項支給対象者の区分に対し、(1):(2) = 1 : 0.5とする。

3 支給額の計算式と決定

「給与規程」第18条第3項によりもとめた基準額を1ヶ月所定労働時間及び社会保険料率で除して1時間当りの額をもとめ、第2項の配分比率を乗じて支給額とする。

なお、1円未満は切り上げとする。

4 特定処遇改善手当の原資

毎月の特定処遇改善加算実績額を原資とするため、支給額が変動する場合がある。

5 対象期間と支給期間

(1) 特定処遇改善加算算定対象期間は、令和元年10月から令和3年3月までとする。

(2) 特定処遇改善手当支給期間は、令和元年12月から令和3年5月までとする。

【嘱託職員就業規則】(抜粋)

(特定処遇改善手当)

第57条 特定処遇改善手当は、つぎのとおり支給する。

1 支給対象者の区分

(1) 当法人で介護福祉士として勤続10年以上の介護職員

① 勤続年数の基準日は4月1日とする。

② 勤続年数は通算期間とする。

(2) (1) 以外の介護職員

(3) 介護職員以外の職種の職員

(4) 支給対象外の職員

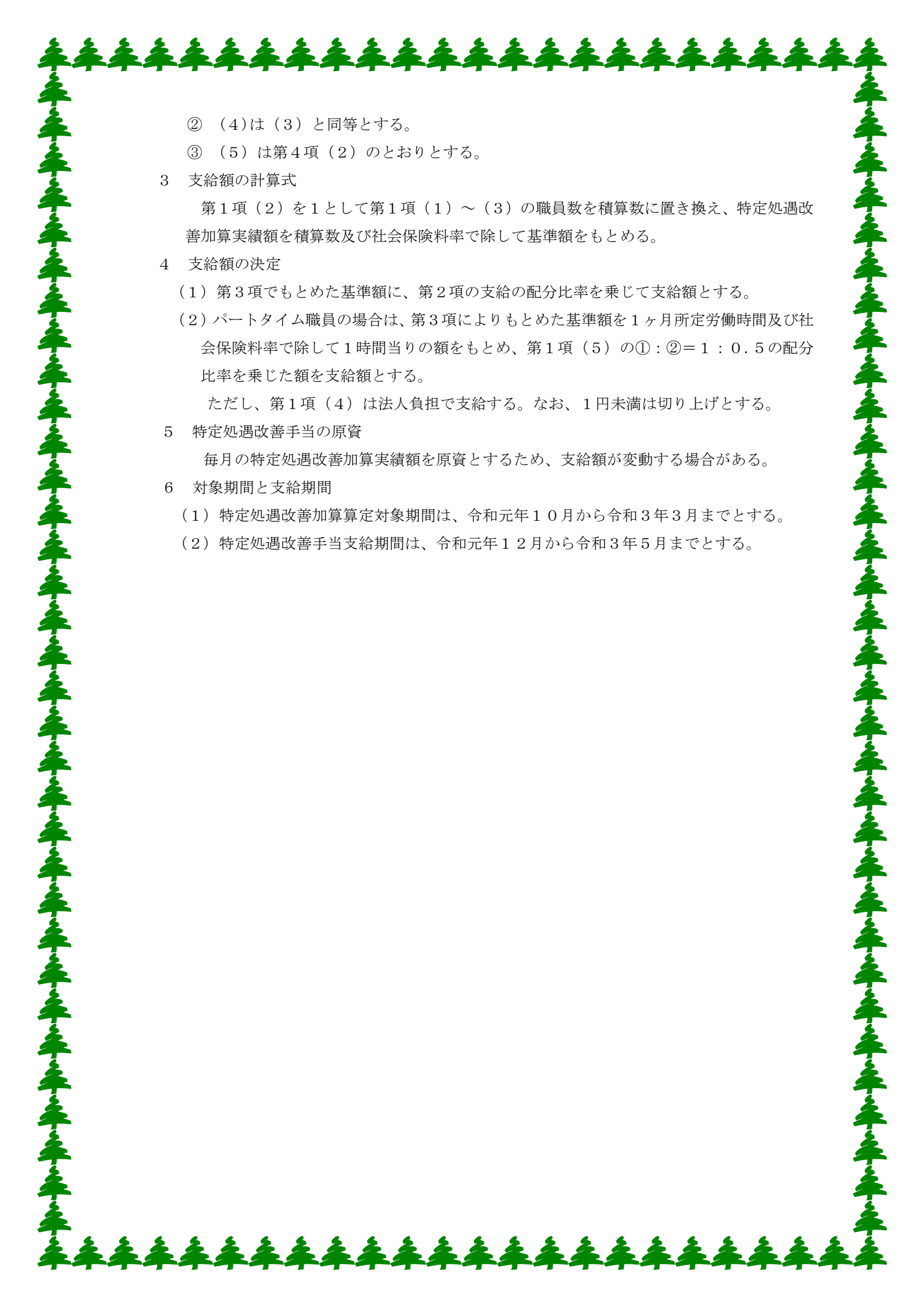
(5) パートタイム職員

① 介護職員

② 介護職員以外の職種の職員

2 支給の配分比率

① 第1項支給対象者の区分に対し、(1):(2):(3) = 2 : 1 : 0.5とする。

- 
- ② (4)は(3)と同等とする。
③ (5)は第4項(2)のとおりとする。

3 支給額の計算式

第1項(2)を1として第1項(1)～(3)の職員数を積算数に置き換え、特定処遇改善加算実績額を積算数及び社会保険料率で除して基準額をもとめる。

4 支給額の決定

- (1) 第3項でもとめた基準額に、第2項の支給の配分比率を乗じて支給額とする。
(2) パートタイム職員の場合は、第3項によりもとめた基準額を1ヶ月所定労働時間及び社会保険料率で除して1時間当りの額をもとめ、第1項(5)の①：②=1：0.5の配分比率を乗じた額を支給額とする。

ただし、第1項(4)は法人負担で支給する。なお、1円未満は切り上げとする。

5 特定処遇改善手当の原資

毎月の特定処遇改善加算実績額を原資とするため、支給額が変動する場合がある。

6 対象期間と支給期間

- (1) 特定処遇改善加算算定対象期間は、令和元年10月から令和3年3月までとする。
(2) 特定処遇改善手当支給期間は、令和元年12月から令和3年5月までとする。